

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

告 示

ページ

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出車時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 1 6 0 6
- 北九州市営室町駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 1 6 0 7
- 北九州市営折尾駅前駐車場及び北九州市営黒崎駅西駐車場における駐車料金の徴収事務の委託【建築都市局計画部都市交通政策課】 1 6 0 8
- 北九州市営天神島駐車場、北九州市営室町駐車場及び北九州市営勝山公園地下駐車場における駐車料金の徴収事務の委託【建築都市局計画部都市交通政策課】 1 6 0 9
- 北九州市営中央町駐車場における駐車料金の徴収事務の委託【建築都市局計画部都市交通政策課】 1 6 1 0
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 1 6 1 1

北九州市告示第253号

駐車場の入出車時間等（平成19年北九州市告示第69号）に規定する北九州市営勝山公園地下駐車場の入出車時間を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第29条の3の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

入出車時間を変更する日	変更後の入出車時間
平成24年7月21日	午前7時30分から午後11時まで

北九州市告示第254号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第2条第4項の規定により北九州市宮室町駐車場の入出場時間を変更するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
平成24年7月21日、同月22日、同年8月4日及び同月5日	午前7時30分から午後11時まで

北九州市告示第255号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営折尾駅前駐車場及び北九州市営黒崎駅西駐車場における駐車料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営天神島駐車場、北九州市営室町駐車場及び北九州市営勝山公園地下駐車場における駐車料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社駅レンタカ ー九州	福岡市博多区博多駅中 央街5番11号	平成24年4月1日から 平成25年3月31日ま で

北九州市告示第257号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営中央町駐車場における駐車料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第258号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

4 臨港交通施設の道路の表の洞海の項中

響灘23号 道路	若松区響町 一丁目	409.00	10.00	アスファ ルト舗装	を
-------------	--------------	--------	-------	--------------	---

響灘23号 道路	若松区響町 一丁目	409.00	10.00	アスファ ルト舗装	に
響灘24号 道路	若松区響町 一丁目	242.44	13.50	アスファ ルト舗装	

改める。